

山形県住宅用火災警報器設置促進キャンペーン

山形県消防救急課

1 趣 旨

住宅用火災警報器は火災による煙や熱をいち早く感知して警報するものです。

住宅火災では「逃げ遅れ」が原因で死亡するケースが多く、住宅用火災警報器を設置することにより、少しでも早く火災に気づくことで初期消火や安全な避難につながります。

住宅火災では「逃げ遅れ」が原因で死亡するケースが多く、住宅用火災警報器の設置により、火災の未然防止や早期発見、被害の拡大防止に効果を発揮します。

この住宅用火災警報器は、消防法及び市町村消火予防条例に基づき、平成23年6月から設置が義務付けられましたが、県内の設置率は84.1%、条例適合率は65.6%（令和8年6月1日時点）となっています。また、設置から10年を経過した警報器は適性に作動するか点検のうえ、電池や本体の交換を行っていただく必要があります。

住宅用火災警報器のなお一層の設置促進と適切な維持管理の取組みが必要であることから、全県一丸となった設置促進キャンペーンを実施いたします。

2 実施期間

令和8年11月9日（月）から11月15日（日）

※ 秋季火災予防運動期間中に実施

3 実施主体

山形県、各総合支庁、各市町村、各消防本部、
山形県女性防火クラブ連絡協議会

4 取組内容（例）

- （1）各種イベントでの設置促進の呼びかけ
- （2）ホームセンターやスーパーマーケットでの設置や点検、交換の呼びかけ、レシートへの普及啓発メッセージの印字、買い物かごへのリーフレットの挿入、住宅用火災警報器コーナーへののぼり旗の設置
- （3）ラジオやケーブルテレビ等のメディア媒体による広報
- （4）広報車による巡回広報や高齢者住宅への戸別訪問を通じた設置や点検・交換の呼びかけ
- （5）各地区の消防本部や消防団と女性防火クラブ員が連携した広報活動